税金

個人住民税（町・県民税）

問 税務課 ☎72-1111

●納税義務者

個人住民税は、その年の1月1日に町内に住所がある人、または事務所・家屋敷等がある人の、前年の所得金額に対して課税されます。年税額は、均等割額と所得割額から計算されます。

区分	町内に住所がある人	町内に住所は無いが、事務所、事業所、家屋敷が町内にある人
均等割	○	○
所得割	○	×

●均等割

均等割額は、町民税3,000円、県民税1,000円となります。

ただし、平成21年度～30年度までは「あいち森と緑づくり税」として、県民税が500円加算されます。また、平成26年度～35年度までは、東日本大震災の教訓を踏まえ、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保のため、臨時の措置として、町民税、県民税ともに500円加算されますので、あわせて5,500円が個人住民税の均等割額になります。

●所得割

所得割額の一般的な計算方法は次のとおりです。

所得割額＝（総所得金額－所得控除額）×税率－税額控除額

【所得控除】

雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦（夫）控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除

【税額控除】

調整控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除

【税率】

町民税6％、県民税4％

●住民税申告

賦課期日（1月1日）に武豊町内に住んでいる人は、毎年3月15日までに前年の収入を申告しなければなりません。ただし、次に該当する人は申告の必要はありません。

1.前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から年末調整済の給与支払報告書が提出されている人
2.所得税の確定申告書を税務署へ提出した人

申告をされないと、各種手当、保育園の入園、公営住宅入居の申込等の、各種申請に必要な所得課税証明書が発行できない場合があります。また、国民健康保険や後期高齢者医療制度については、軽減措置の対象となる場合でも、所得が不明のため軽減が受けられないことがあります。

●非課税措置

所得に応じて、次のとおり非課税の範囲が設定されています。

均等割の非課税者

均等割のみ納める義務のある人で、前年中の合計所得金額が条例で定める次の金額以下の人

28万円×（控除対象配偶者・扶養親族の数＋1）＋16万8千円

「16万8千円」は、控除対象配偶者または扶養親族を有する人について加算します

所得割の非課税者

所得割を納める義務のある人の内、前年中の総所得金額等が次の金額以下の人

35万円×（控除対象配偶者・扶養親族の数＋1）＋32万円

「32万円」は、控除対象配偶者または扶養親族を有する人について加算します

固定資産税・都市計画税

問 税務課 ☎72-1111

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に、固定資産（土地、家屋、償却資産）を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算出された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

都市計画税は、市街化区域内の道路・下水道・公園等の都市整備や土地区画整理事業に必要な費用として課税する税金です。課税対象となるのは市街化区域内の土地・家屋です。

●納税義務者

原則として、固定資産の所有者です。具体的には次のとおりです。

項目	対象者
土地	登記簿、または土地補充課税台帳に所有者として登記（登録）されている人
家屋	登記簿、または家屋補充課税台帳に所有者として登記（登録）されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

●税額算定

固定資産税・都市計画税は次のような手順で税額が決定されます。

1.固定資産を評価し、その価格（評価額）を決定し、その価格をもとに、課税標準額を算定します。
※評価額とは、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づいて評価し、固定資産課税台帳に登録されたものです。
2.課税標準額×税率＝税額となります。
※課税標準額とは、税額計算のもとになる額のことで、原則として評価額が課税標準額となります。
ただし、課税標準の特例措置が適用される場合や、税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は評価額より低く算定されます。また、特例措置は固定資産税と都市計画税では異なります。
※税率＝固定資産税：1.4％、都市計画税：0.3％
3.税額等を記載した納税通知書を納税者あてに通知します。

固定資産に関連する手続き

問 税務課 ☎72-1111

●家屋を取り壊した場合（一部取り壊しも含む）

・登記済み家屋の場合
　→法務局で登記手続きを行う必要があります。
・未登記家屋の場合
　→税務課へ家屋を滅失した旨の「滅失届」の提出が必要になります。

●土地・家屋の名義を変更する場合

・土地および登記済み家屋の場合
　→法務局で権利異動登記を行う必要があります。
・未登記家屋の場合
　→税務課へ「家屋所有権移転届」の提出が必要になります。

●固定資産の所有者がお亡くなりになった場合

賦課期日である1月1日時点において、所有者がお亡くなりになっていて、名義変更の手続き等が済んでいない場合は、法定相続人にその税金を納めていただくことになります。

その場合、「相続人代表者指定届」を税務課へ提出していただく必要があります。

軽自動車税

問 税務課 ☎72-1111

●納税義務者

軽自動車税は、その年の4月1日において、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。

自動車税と違い、月割制度はありませんので、4月2日以降に所有者でなくなった場合も、その年度1年間分の軽自動車税がかかります。

●原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪・小型二輪の税額

種別		標識色	年税額
原動機付自転車	50cc以下	白	2,000円
	50cc超～90cc以下	黄	2,000円
	90cc超～125cc以下	桃	2,400円
	ミニカー	青	3,700円
小型特殊自動車	農作業用	緑	2,400円
	その他（フォークリフト等）	緑	5,900円
軽二輪	125cc超～250cc以下	白	3,600円
小型二輪	250cc超	白	6,000円

●軽自動車の税額

新規登録の年月により、税額が異なります。新規登録の年月は、車検証の「初度検査年月」にてご確認ください。詳しくは、下表をご覧ください。

種別		税率（年額）		
		平成27年3月31日以前に最初の新規登録をした車	平成27年4月1日以後に最初の新規登録した車	最初の新規登録から13年を超えた車
軽自動車	四輪乗用（自家用）	7,200円	10,800円	12,900円
	四輪乗用（営業用）	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪貨物用（自家用）	4,000円	5,000円	6,000円
	四輪貨物用（営業用）	3,000円	3,800円	4,500円
	三輪	3,100円	3,900円	4,600円

●グリーン化特例（軽課）

平成27年4月1日～平成31年3月31日の間に、新規登録した車の内、基準をみたす環境性能に優れたものについては、取得の翌年度分に限り、軽自動車税が軽減されます。検査情報に基づき軽減しますので手続きは不要です。

●手続き

車両の登録、廃止、名義変更等については、下記の各機関へ必ず届け出てください。

特に車両を廃棄したり、譲ってしまい、車両の所有者でなくなったにもかかわらず、手続きをしないまま、4月1日を過ぎてしまうと、その年度の税金がかかってしまいます。

手続き方法等、詳しくはそれぞれの手続き先へお問合せください。

種類	手続き先
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車	税務課
軽自動車二輪（250cc以下）	軽自動車協会 （名古屋市港区いろは町2-56-2） TEL：052-659-1040
軽自動車三輪 軽自動車四輪	軽自動車検査協会 （名古屋市港区いろは町2-56-1） TEL：050-3816-1770
小型二輪（250cc超）	愛知運輸支局 （名古屋市中川区北江町1-1-2） TEL：052-351-5311

●減免制度

身体障がい者等が所有する軽自動車等は、申請により減免される場合があります。減免を受けられるのは、普通自動車も含めて1台までです。

詳しくは、税務課へお問合せください。普通自動車の減免は知多県税事務所（TEL：89-8176）へお問合せください。

納税

問 収納課 ☎72-1111

●納税方法

役場から送付される納付書で、役場出納室または納付書裏面に記載のある金融機関・コンビニで納付してください。紛失してしまった場合は再発行しますので、役場収納課へご連絡ください。

●納期限を過ぎてしまったら…

納期限を過ぎても納付がないと「督促状」を発送して納付のお知らせをします。
納付が遅れると延滞金（納期限の翌日から起算）も納付しなければならなくなる場合がありますので、今一度納め忘れの税金がないかご確認ください。

●税金を滞納してしまうと…

「督促状」や「催告書」を送付しても納付やご連絡がなく、滞納を放置されますと、勤務先・取引先・金融機関等への財産調査や財産の差押（預貯金・不動産・給与等）等の滞納処分を受けることになります。

●便利な口座振替をご利用ください

①出かけなくてもOK　②納め忘れの心配がなくなる　③現金を持ち歩く必要なし！

課税されている人以外の口座からも振替が可能です。利用できる金融機関は納付書裏面に記載してあります。お申込みは、役場収納課または金融機関で手続きしてください。

コンビニ納付のご利用を！

○納付できる税目
固定資産税・都市計画税、軽自動車税、町県民税、国民健康保険税

○町税以外で、納付できる料金
介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料・保育所使用料、児童クラブ使用料、水道料金・下水・集排使用料、下水道受益者負担金

○コンビニで取扱いできない納付書
・バーコードが印字されていないもの
・納付書記載の「指定納期限」を過ぎているもの
・汚れや破損、折り曲げなどによりバーコードを読み取ることができないもの
・金額を訂正したもの
・納付書1枚当たりの金額が30万円を超えるもの

●納期限

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
固定資産税 都市計画税	1期			2期					3期		4期
軽自動車税		定期									
町県民税			1期		2期		3期			4期	
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

※固定資産税・都市計画税、町県民税は1期の期限内に全期一括の納付が可能です

税務・会計顧問　確定申告　経理サポート　医療法人対応　相続税申告　事業承継

高木正幸税理士事務所

半田市宮本町5丁目328番地5 第8タツミビル201

お気軽にご相談ください TEL 0569-89-9205

http://www.takagi-cta.jp

伊藤高志税理士事務所

税務調査　節税対策　経営計画の作成　日常業務

お悩みはないですか？スピーディに対応致します！

TEL.0569-84-0091

〒470-2346 武豊町字長尾山49-1 長尾山ビル2階西 http://itou-zeirishi.net/

～相続を争続としないために～

お悩み解決のサポートをお約束！

相続　遺言　不動産登記　成年後見　はお任せください。

http://www.officeiwakawa.com

どのようなお悩みにも真摯に向き合います。

いわかわ司法書士行政書士事務所

TEL0569-77-3818 〒470-2362 武豊町字六貫山3-10-5 FAX0569-77-2891